

明るい選挙推進情報誌

せんきよかわら版



明るい選挙推進キャラクター
選挙のめいすい(明推)くん、メイちゃん

No. 46

令和5年4月発行

編集・発行／福岡市・区選挙管理委員会、福岡市・区明るい選挙推進協議会

FUTURE PENCIL
想いよ届け、
未来へのバトン。

これは、
あなたに託された
未来へのバトン。

投票日

4.9日

18歳から
投票できます

**福岡県議会議員
福岡市議会議員選挙**

投票時間 一部の投票所を除く
午前7時から午後8時まで

入場整理券(はがき)がなくても投票できます

期日前投票所一覧

本紙2面に記載している〔 〕内の理由に該当する人は、下の表に記載の場所で期日前投票ができます。

場所	投票できる選挙人	期間・時間
各区役所・出張所	各 区	4月1日(土)～4月8日(土) 8時30分～20時
なみきスクエア	東 区	4月1日(土)～4月8日(土) 10時～20時
さざんぴあ博多	博 多 区	
福翔高等学校	南 区	4月1日(土)・4月2日(日) 10時～18時
イオンモール香椎浜	東 区	4月1日(土)～4月8日(土) 10時～19時
ららぽーと福岡	博多区・南区	
イオンスタイル笹丘	中央区・城南区	
木の葉モール橋本	早良区・西区	
NEW ソラリアプラザ (中央区天神)	全 区	

今回の選挙では、福岡市役所1階の期日前投票所は設置していません。新たに、ソラリアプラザ1階に期日前投票所を設置しています。



投票日に投票所へ行けない場合は？

右記などの理由により、投票日に投票所へ行けない方は、期日前投票や不在者投票を利用して、投票日より前に投票することができます。

- ・ 仕事や学業などがある場合、本人または親族の冠婚葬祭がある場合
- ・ レジャーや旅行などで投票区外に出かける場合
- ・ 病気や出産、体が不自由などの理由により歩行が困難な場合
- ・ 西区小呂島に居住・滞在中の場合
- ・ 市内の他区に転居し、居住している場合
- ・ 天災又は悪天候のために投票所に到達することが困難な場合

※新型コロナウイルス感染症の感染対策のために期日前投票をする場合を含む



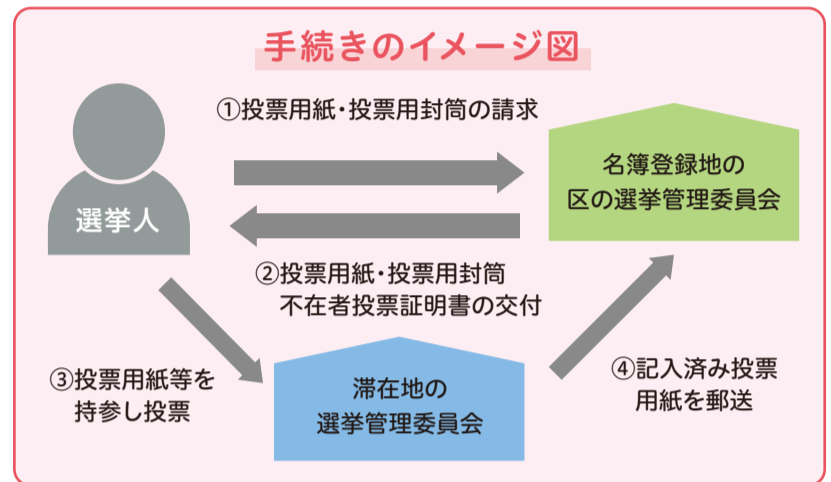
滞在地での不在者投票

仕事や旅行などで福岡市以外の市区町村に滞在している人は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

投票の仕方

- ①「不在者投票請求書・宣誓書」により、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙を請求。
- ②投票用紙が郵送されてくるので、中に入っている封筒は開封せずに最寄りの市区町村選挙管理委員会へ持参し、投票。

※郵便でやりとりするため、時間を要します。お早めに手続きをお願いします。
※「不在者投票請求書・宣誓書」は、最寄りの市区町村選挙管理委員会にあります。また、選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。



施設等での不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。施設の長に不在者投票を希望する旨を申し出てください。

※個人で区の選挙管理委員会に投票用紙を請求することもできます。詳しくは施設又は区の選挙管理委員会にお尋ねください。



郵便等による不在者投票

右に記載の①②③のいずれかに該当する人は、自宅などで投票用紙に記載して、区の選挙管理委員会に郵送する方法(または信書便)で投票することができます。

※あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

※投票用紙の請求期限は4月5日(水)17時までになります。

①身体障害者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
免疫、肝臓の障がい	1級・2級・3級

②戦傷病者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹の障がい	特別項症・第1項症・第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症

③介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人

新型コロナウイルスで療養中の方の特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人は、一定の要件を満たせば、「特例郵便等投票」が利用できます(濃厚接触者は対象外です)。詳細についてはお問い合わせください。

「福岡市 選挙 コロナ」で検索。もしくは、QRコードを読み取ってください。



みんなにやさしい選挙



投票所には、車いすや老眼鏡等をご用意しています。お気軽にお声かけください。

投票所入場整理券を郵送する際、希望する方には、「投票所入場整理券であることを表示した点字シール」を封筒に貼って郵送しています。また、投票日などの選挙情報を記録した音声コード(ユニボイス)の印刷紙の同封もできます。

申し込みは、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へお電話ください。電話番号はP4をご覧ください。

◎選挙公報の配布時期について

統一地方選挙の選挙公報は、3月31日の告示日(立候補届出日)から作り始めます。4月3日から配り始め、4月7日までにお届けできるようにしています。なお、4月1日からホームページでもご覧いただけます。また、4月3日から、期日前投票所でもご覧いただけます。



市内の各世帯に順次配布いたしますので、お時間を要します。あらかじめご了承ください。

◎選挙運動ってなに？

選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」とされています。

主な選挙運動の例

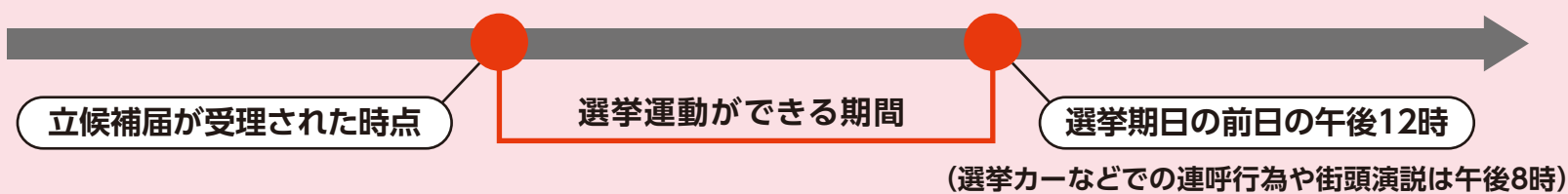
- 選挙事務所の設置 ●選挙運動用自動車の使用 ●選挙運動用葉書の使用 ●新聞広告
- ビラの配布 ●選挙公報 ●ポスターの掲示 ●街頭演説 ●個人演説会

インターネットを使用した選挙運動

- ・ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用して行うもの
- ・電子メールを利用して行うもの **※有権者は禁止されています**

選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、公職選挙法により「立候補届が受理された時から、選挙期日の前日まで」とされています。また、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。**選挙期日当日の選挙運動は禁止されています。**



公職選挙法で禁止されている行為(例)

- 候補者等への投票を呼びかける電話やビラ配りをしてアルバイト代を受け取る行為
→選挙運動を手伝う場合はボランティアが基本です ※専門職のいわゆる「ウグイス嬢」などを除く
- 有権者が電子メールを利用し行う選挙運動 →ツイッターなどのSNSや、ユーチューブなどの動画共有サイトを利用した選挙運動は可能です
- 候補者や政党の選挙運動用のホームページを印刷して配る行為
- 18歳未満の人による選挙運動
- 選挙運動期間外(投票日当日含む)に行う選挙運動

政治家(候補者、立候補しようとする人、現職の市長・議員など)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。誰も寄付を求めてはいけません。

みんなで守ろう三不運動。

贈らない。 求めない。 受け取らない。

政治家の寄付は禁止

政治家は有権者に寄付を 贈らない!	有権者は政治家に寄付を 求めない!	政治家から有権者への寄付は 受け取らない!
入学祝・卒業祝	お歳暮やお年賀	落成式・開店祝の花輪
お祭りの寄付や差し入れ	町内会の集会や旅行などの催しへの寸志や飲食物の差し入れ	地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

投票できる? できない?

投票できる人・できない人(昨年12月以降に転居された人は、特にご注意ください)			県議	市議
住所を変えていない人	平成17年4月10日までに生まれた人		○	○
	平成17年4月11日以降に生まれた人		×	×
最近住所を変えた人 〔平成17年4月10日 までに生まれた人〕	県外から福岡市に 転入した人	令和4年12月30日(金)までに転入届を出した人	○	○
		令和4年12月31日(土)以降に転入届を出した人	×	×
	県内の他市町村から 福岡市に転入した人	令和4年12月30日(金)までに転入届を出した人	○	○
		令和4年12月31日(土)以降に転入届を出した人	●※1	×
福岡市内で 転居した人	令和5年3月9日(木)までに転居届を出した人	○	○	
	令和5年3月10日(金)以降に転居届を出した人	●※2	●※2	

※1 転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、最寄りの区役所などで、「引き続き県内に住所を有する旨」の証明書の交付を受けるか、その確認を受けた上で、転入前の市区町村の投票所で投票することになります。(県議会議員については、転入前の市区町村の候補者が投票対象になります。)

※2 市内の区から他の区へ転居した人は、転居前の区の候補者が投票対象となり、転居前の区の投票所で投票することになります。

投票所入場整理券(はがき)を郵送します

※はがきの表の宛名がご自分のものか、必ず確認のうえご持参ください。

※他人に絶対に譲渡しないでください!

投票所入場整理券は、投票日や投票所の場所をお知らせするとともに、投票所での受付をスムーズに行うために郵送しています。今回は3月28日(火)頃から配達を開始します。ダイレクトメールやチラシなどと一緒に紛失することがないようにご注意ください。

誕生 日 月 日 年 月 日 誕生 日 月 日 年 月 日

投票日時 令和 年 月 日 午前 時から午後 時まで

あなたの投票所

投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。



スムーズな手続きのために事前に誕生日のご記入をお願いします!

投票所では、大切な一票を確実にご本人に行使していただくため、誕生日等によりご本人であることを確認させていただきます。表面左上の「誕生日」欄にご記入の上、投票所へご持参ください。ご協力をお願いします。

投票日当日の投票所はこちらです!

表面に、投票所名と地図を掲載しています。投票所が変更になっている場合もありますので、必ずご確認ください。

また、福岡市選挙管理委員会のホームページの「各区の投票区・投票所一覧」からも投票所の地図を検索できますのでご利用ください。なお、期日前投票所については本紙1面の記事をご覧ください。

福岡市選挙管理委員会ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/senkyo/>

期日前投票される方は事前に裏面へのご記入をお願いします!

裏面が期日前投票の宣誓書になっていますので、生年月日をご記入のうえご持参ください。本人確認書類や印鑑は不要です。

投票所では新型コロナウイルス感染症対策を実施します

安心して投票に来ていただけるよう、投票所において新型コロナウイルス感染症対策を実施します。投票に来られる皆様におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。

投票日当日の混雑を避け、新型コロナウイルス感染症対策のために期日前投票をすることもできますので、ご利用ください。

選挙時にはホームページに、過去の選挙における投票所の混雑状況を日別・時間別のグラフにして掲載する予定です。グラフを参考にいただき、混雑しない日時での投票をご検討ください。

お問い合わせ先

今回の「せんきよかわら版」はいかがでしたか。少しでも皆様の選挙への関心を深めていただけたら幸いです。選挙に関して分からないことや、ご意見・ご感想などがありましたら、下記の選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail	事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail
東区	645-1009	645-1127	812-8653	東区箱崎2丁目54-1	higashi.EACS@city.fukuoka.lg.jp	城南区	833-4005	822-2142	814-0192	城南区鳥飼6丁目1-1	jonan.EACS@city.fukuoka.lg.jp
博多区	419-1006	452-6735	812-8512	博多区博多駅前2丁目8-1	hakata.EACS@city.fukuoka.lg.jp	早良区	833-4399	833-4388	814-8501	早良区百道2丁目1-1	sawara.EACS@city.fukuoka.lg.jp
中央区	718-1007	714-2141	810-8622	中央区大名2丁目5-31	chuo.EACS@city.fukuoka.lg.jp	西区	895-7105	882-2137	819-8501	西区内浜1丁目4-1	nishi.EACS@city.fukuoka.lg.jp
南区	559-5005	561-2130	815-8501	南区塩原3丁目25-1	minami.EACS@city.fukuoka.lg.jp	市	711-4682	733-5790	810-8620	中央区天神1丁目8-1	senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp

福岡市選挙管理委員会ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/senkyo-kansa/senkyo/>

福岡市 選挙

検索